

平成 28 年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

(1) 共通的事項

ア 契約の相手方が 1 者に限定されるため、県があらかじめ価格を定めて契約するもの

機関名	指摘内容	講じた措置
福祉保健部 福祉保健課	福祉人材センター運営事業に係る業務委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。	<p>「契約書の作成省略等について」（昭和 39 年 4 月 1 日付総務部長、出納長通知）が誤認しやすい表現だったことにより、見積書を徴さないことができる場合に該当すると誤認して、見積書を徴さないものとして発注伺や予定価格調書を作成していなかったものである。</p> <p>契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続をまとめた「契約事務処理要領」（平成 30 年 10 月 30 日会計管理者制定）に見積を徴さないことができる場合として「2 号随契において、その性質又は目的により、県があらかじめ定めた価格で契約するとき」が追加されたので、今後は、見積書を徴さない場合（発注伺、予定価格調書も不要）は、この規定に該当するかどうかを十分確認することとした。</p>
障がい福祉課	とっとりモデルの共同受注体制構築事業に係る委託契約外 2 件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。	
農林水産部 農業振興戦略 監畜産課	育種価算出事業に係る委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。	
森林・林業振 興局県産材・ 林産振興課	薬用きのこ栽培実用化推進研究委託事業に係る業務委託契約外 3 件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。	
教育委員会 特別支援教育 課	特別支援学校 ICT サポート事業に係る委託契約外 2 件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。	

イ 土木使用料収入（道路占用料等）の調定遅延

機関名	指摘内容	講じた措置
県土整備部 鳥取県土整備 事務所	土木使用料収入（道路占用料）について、調定が遅延しているものがあった。	<p>年度末から年度当初にかけて処理すべき業務が集中すること、年度途中で変更又は廃止となった対象物件に係る占用者への内容確認や占用台帳の精査に時間を要したこと等により遅延したものである。</p> <p>調定事務が迅速かつ適正に行えるよう以下のとおり再発防止策を実施し、平成 30 年度調定分では著しい遅延を解消した。</p> <p>① 余裕を持って更新事務が行えるよう、各占用者への更新又は廃止申請に係る案内時期を早め、前年の 12 月に実施した。</p> <p>② 調定処理の進捗状況を組織共有し、進行管理を徹底した。</p> <p>なお、総合道路台帳システムの占用台帳データについて、必要項目を CSV 形式で抽出し、そのデータを新財務会計システムに取り込むことで大量調定処理がスムーズになることから、システム改修を実施中である。</p>
中部総合事務 所県土整備局	土木使用料収入（道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあった。	

(2) 個別事項

機関名	指摘内容	講じた措置
元気づくり総本部 広報課	芸能人のイベント出演業務及び在京メディア招聘業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態：随意契約（1者） ・予定価格積算額：2,723,688円 ・契約額：2,699,369円 ・契約期間：H28.10.14～H28.10.16 （イベント開催日：H28.10.16） 	発注伺の決裁後速やかに予定価格調書を作成すべきところ、予定価格調書の作成を失念したものである。 再発防止のため、委託事務の契約及び手続について会計事務研修会での注意点も含め所属内に周知徹底した。 また、所属内での情報共有等により適宜進捗の確認を行うこととした。
広報課	上記契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。 <ul style="list-style-type: none"> ・発注伺起案日：H28.10.13 ・見積書受理日：H28.11.11 ・契約書日付：H28.10.14 ・契約書の作成日：H28.11.25 ・遅延日数：1か月11日 	業務の仕様がイベント開催の直前まで固まらなかったため、見積書の提出がイベント開催後となったこと及び担当者及び上司の認識不足のため、契約締結事務が遅延したものである。 再発防止のため、計画的に仕様を確定できるように、委託契約の情報について所属内で共有し、適宜進捗の確認を行うこととした。 また、委託事務の契約及び手続について会計事務研修会での注意点も含め所属内に周知徹底した。
広報課	鳥取県基幹の情報発信業務委託契約外1件について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。	担当者及び予定価格決定者の認識不足のため、見積書の受領後に予定価格調書を作成したものである。 再発防止のため、今回事案を所属内で情報共有するとともに、予定価格調書の適正な作成等、契約事務手続について、会計事務研修会での注意点も含め所属内に周知徹底した。 また、委託契約の情報について所属内で共有し、適宜進捗の確認を行うこととした。
総務部 財源確保推進課（資産活用推進課）	鳥取県中部地震復興支援パネル展に係る会場設営等業務に係る委託契約外2件について、予算流用手続を行う前に業務を委託していた。	地震対応に迫られる中で当該イベントの実施が急遽決まったため、流用手続を後回しにしたことが原因である。 再発防止のため、いかに緊急の場合でも会計規則を遵守して必要な手続を取ることを所属内に周知徹底した。 また、所属長が各事業の進捗及び執行状況について随時確認することとした。
財源確保推進課（資産活用推進課）	鳥取県職員宿舍管理業務（東部地区）に係る委託契約について、代理人の氏名及び押印のない入札書を受領し、有効な入札書として落札決定していた。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H28.6.23～H29.6.30 ・予定価格：2,350,000円（入札は管理費のみを対象とする。） ・契約金額：5,371,000円（管理費： 	担当者及び上司の認識不足により、代理人の氏名及び押印のない入札書を、委任者である代表者氏名及び代表者印押印をもって有効な入札書と誤認したことが原因である。 再発防止のため、指摘内容を所属内で共有するとともに、所属で使用する入札書様式に受任者記載欄を分かりやすく記載する等により、代理人による入札の場合は代理

機関名	指摘内容	講じた措置
	980,000円、維持修繕費：4,391,000円)	人氏名の記載及び押印の確認を徹底した。 なお、会計指導課が平成31年3月に受任者記載欄のある入札書を様式例として会計事務ナビDB等で周知した。
総務課	東日本大震災避難者自立支援業務委託契約について、予定価格の積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。その結果、積算金額を上回る金額で契約を締結していた。 ・予定価格：9,631,000円 ・予算額：9,631,000円 ・積算金額：9,630,576円 ・超過金額：424円 ・契約金額：9,630,792円（積算金額を216円超過）	担当者及び予定価格決定者が、積算金額を参考にして予算の範囲内で決定できると誤認していたことが原因である。 再発防止のため、予定価格の積算及び決定の方法等について、適正な積算がなされている限り予定価格は積算金額以内になるものであることを所属内で周知徹底した。
地域振興部 スポーツ課	ジュニア期一貫指導体制推進事業補助金について、交付決定が遅延していた。 ・補助事業者：（公財）A ・交付申請日：H28. 5. 27 ・交付決定日：H28. 5. 27 ・交付決定起案日：H29. 3. 6 ・〃 決裁日：H29. 3. 7 ・遡り日数：9か月8日 ・補助金額：269,000円	担当者の失念により、交付決定事務処理が遅延したことが原因である。 再発防止のため、年度当初に事務手続等に関する打ち合わせを綿密に行い上司の進捗管理を強化するとともに、補助事業者との連絡調整を密に行うこととした。 また、予算対比による執行状況のチェックを徹底することとした。
スポーツ課	2020東京オリンピック・パラリンピック代表選手育成プロジェクト事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあつた。	担当者が交付要綱に規定のない中央競技団体が発行する領収証の実績報告書への添付が必要と認識を誤り、補助事業者に要求したため実績報告書の提出が遅延したことが原因である。 再発防止のため、実績報告に必要な添付書類は交付要綱に定めるものに限ることとし、平成29年度事業から事務調査において中央競技団体の領収証がない場合には、請求書及び振込証明等により確認することとした。 また、令和元年度からは、補助金交付要綱を一部改正し、補助事業の完了の時を明確にすることにより、報告書の提出が遅延することがないように関係競技団体に周知を図ることとした。
観光交流局 観光戦略課	エアソウル就航記念鳥取旅行商品販売促進情報発信業務に係る委託契約外1件について、予定価格調書を作成していなかった。	担当者及び予定価格決定者の予定価格調書の作成についての認識が不十分であったことが原因である。 再発防止のため、指摘内容を所属内で情報共有するとともに手続きの遅れ、誤り等を複数で確認する体制をとることとした。
交流推進課	2016年度鳥取県江原道職員相互派遣事業研修員受入業務委託契約	担当者及び予定価格決定者の予定価格調書の作成についての認識が不十分であった

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積依頼日：H28. 2. 3 ・見積書提出期限：H28. 2. 28 ・予定価格調書作成日：H28. 3. 30 ・見積書受理日：H28. 2. 22 ・予定価格：3,106,000円 ・見積額：3,106,000円 ・契約金額：3,106,000円 ・契約日：H28. 4. 1 	<p>ことが原因である。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で情報共有し、手続きの遅れ、誤り等を複数で確認する体制をとることとした。</p>
観光戦略課	<p>鳥取旅行商品販売促進のための情報発信業務委託契約（6月分）について、見積依頼時に示した仕様と異なる仕様で契約を締結していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態：随意契約（1者） ・相手方：（韓国）（株）D 	<p>担当者及び上司とも契約事務に関する規則等への認識が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で情報共有し、同様の誤りが生じないように徹底した。</p> <p>また、定期的にミーティングを行い、手続きの遅れ、誤り等を副査及び上司が複数で確認することを徹底した。</p>
観光戦略課	<p>鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者：（韓国）E ・補助金額：381,802円 ・事業完了日：H28. 6. 12 ・提出期限：H28. 7. 2 ・受理日：H29. 3. 3 ・遅延日数：8か月1日 	<p>相手方である外国企業が日本の行政機関との取引実績がなく事務手続に不慣れで、頻繁に督促しやりとりしたが、適正な書類が提出されるまでに多大な時間を要したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、電話での督促だけでは解決が望めない場合は、現地駐在員が訪問し、直接相手方とやりとりすることとした。</p> <p>また、定期的にミーティングを行い業務の進捗状況を共有し、手続きの遅れ、誤り等を副査及び上司が複数で確認することを徹底した。</p>
観光戦略課	<p>タクシーチケット利用承認（報告）簿について、交付時及び利用報告時の所属長の承認を行っていないものが多数あつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象件数：89件 ・未承認件数：83件 	<p>担当者及び上司ともタクシーチケット利用に関する規則等への認識が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、タクシーチケットを利用する場合は利用簿への記載及び所属長の承認印を得ることを徹底した。</p>
福祉保健部 福祉保健課	<p>収入（雑入（生活困窮者就労支援専門員の共同設置負担金））について、誤って作成した収入調定の取消を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定額：3,114,272円 	<p>収入調定の取消起案の決裁後、財務会計システム上での確認入力を会計管理局が行うものと誤認しており、帳票上調定額が残ってしまったものである。</p> <p>監査指摘を受け、取消しができていなかった調定については、平成29年度の過年度調定として調定されているため、当該調定について減額の起案を行い、調定額3,114,272円を全額減額した。</p> <p>なお、平成29年度から財務会計システムの更新により確認入力は不要となったところであるが、収入未済となっている歳入調</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
		定については、未済理由等の確認を徹底することとした。
子ども発達支援課	<p>N I C U等からの地域移行支援事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者：(医社) A 補助金額：29,000円 事業完了日：H28. 6. 23 提出期限：H28. 7. 23 受理日：H29. 4. 24 遅延日数：9か月1日 	<p>交付申請書で事業完了日を承知していたが、担当者の認識不足により、実績報告書の提出を督促していなかったものである。</p> <p>再発防止のため、交付申請書の事業実施期間の確認を徹底するとともに、日頃から補助事業者と連絡を緊密にして事業の進捗状況を常時把握することで、適時に実績報告を行わせる等適切な指導及び助言を行うこととした。</p>
生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課	<p>肥料登録手数料に係る証紙収入について、下半期の証紙収入状況報告を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額：84,200円（新規登録35,000円×2件＋更新登録7,100円×2件） 	<p>担当者が報告を失念したこと及び上司の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受け、平成29年10月に平成28年度下期報告漏れ分84,200円の証紙収入状況報告を行った。</p> <p>再発防止のため、指摘内容の情報共有及び会計事務研修会を受講し内容について所属内に周知徹底を行った。</p>
東部生活環境事務所（くらしの安心推進課）	<p>動物愛護管理手数料外3件の手数料に係る証紙収入について、所管課長への証紙収入状況報告額に誤りがあった。</p>	<p>担当者が入力すべき下半期分の数値に誤って年間累計の数値を入力し、上司も十分に確認しなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受け、平成28年度決算において特別会計から一般会計に繰り入れされた過大報告分については、平成29年度に一般会計償還金を計上し、会計局の証紙特別会計に雑入として繰り入れた。</p> <p>再発防止のため、証紙徴収整理簿と証紙収入内訳書を複数名で確実に突合する等により確認を徹底した。</p>
生活環境部、 会計管理者 (会計管理局)	<p>狩猟免許等手数料に係る証紙収入について、過誤納金の還付が遅延していた。</p> <p>東部生活環境事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し出日：H28. 6. 14 還付日：H29. 5. 29 遅延日数：11か月15日 <p>緑豊かな自然課</p> <ul style="list-style-type: none"> 公金振替依頼日：H28. 7. 26 還付日：H29. 5. 29 遅延日数：10か月3日 <p>会計局</p> <ul style="list-style-type: none"> 公金振替依頼書受理日：H28. 7. 27 公金振替日：H29. 5. 16 遅延日数：9か月20日 	<p>各所属間の意思疎通及び上司による内容の確認が不十分であったことにより事務処理が停滞したことに加え、進捗管理も不十分であったものである。</p> <p>再発防止のため、会計管理局において、収入証紙手数料還付手続に係る処理状況（申請受付日、担当所属、手数料名、過誤納金額、処理期限等）をデータベースにより情報共有し、担当者及び上司の還付手続の進行管理を徹底するとともに、各所属へ還付手続に係る指示を行う際には上司がその内容を確認することとした。</p> <p>また、緑豊かな自然課においても、電子会議室等で事務手続きの進行状況等を情報共有し、上司が事務処理の進捗状況を確認することとした。</p>
生活環境部 衛生環境研究	<p>非常用発電設備等点検業務委託契約について、予定価格調書を作成</p>	<p>担当者及び予定価格決定者とも予定価格調書の作成についての認識が不十分であっ</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																																															
所	<p>していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額：1,645,000円（衛生環境研究所費997,000円、防災総務費648,000円） ・ 契約金額：783,000円 ・ 契約形態：随意契約 	<p>たことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容及び会計事務研修会の内容を所属内で周知し、平成29年度からは金額に応じて予定価格調書を作成することを徹底した。</p> <p>平成30年度も同様に総務企画担当で契約に係る起案文書を確認するとともに、会計事務研修を受講し契約事務について所内マニュアルを作成して予定価格調書の金額に応じた作成等について周知を図った。</p>																																															
衛生環境研究所	<p>電子天秤点検校正業務委託契約について、予定価格を発注単位で決定していなかった。また、見積依頼単位に応じた契約を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要：見積合わせにより装置ごとに契約の相手方を決定した後、予算科目ごとに契約するものと誤認して見積書を改めて徴し、予算科目ごとの契約書を作成していた。 ・ 契約形態：随意契約 ・ 予定価格：696,643円（下表①～⑦を一式として決定） 	<p>電子天秤の点検校正業務において、担当者の認識不足により、予定価格は対象装置全てを一式で作成し、契約時に予算科目ごとに別契約とするものと誤認していたこと及び上司の確認不足が原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容及び会計事務研修会の内容を所属内で周知し、平成29年度からは発注単位での予定価格の決定及び契約を徹底した。</p> <p>また、契約に係る起案文書については、総務担当職員が内容を確認し、指導を徹底した。</p> <p>平成30年度も同様に総務企画担当で契約に係る起案文書を確認するとともに、会計事務研修を受講し契約事務について所内マニュアルを作成して周知を図った。</p>																																															
(単位：円)																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">予算科目</th> <th rowspan="2">装置名称</th> <th colspan="2">見積額（税込）</th> <th rowspan="2">契約金額 （再度の見積額）</th> </tr> <tr> <th>A（株）</th> <th>B（株）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>衛生環境研究費</td> <td>電子天秤</td> <td>93,204</td> <td>—</td> <td>A（株） 93,204</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>衛生環境研究費</td> <td>マイクロ天秤</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">270,000</td> <td>B（株） 129,600</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>衛生環境研究費</td> <td>電子天秤</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>環境保全費</td> <td>フィルター用電子天秤</td> <td rowspan="3">154,872</td> <td rowspan="3">118,800</td> <td>B（株） 226,800</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>環境保全費</td> <td>台秤</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>環境保全費</td> <td>電子天秤</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>防災総務費</td> <td>上皿電子天秤</td> <td></td> <td></td> <td>B（株） 32,400</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（合計）</td> <td>(248,076)</td> <td>388,800</td> <td>A（株） 93,204 B（株） 388,800</td> </tr> </tbody> </table>				予算科目	装置名称	見積額（税込）		契約金額 （再度の見積額）	A（株）	B（株）	①	衛生環境研究費	電子天秤	93,204	—	A（株） 93,204	②	衛生環境研究費	マイクロ天秤	—	270,000	B（株） 129,600	③	衛生環境研究費	電子天秤	④	環境保全費	フィルター用電子天秤	154,872	118,800	B（株） 226,800	⑤	環境保全費	台秤	⑥	環境保全費	電子天秤	⑦	防災総務費	上皿電子天秤			B（株） 32,400	（合計）			(248,076)	388,800	A（株） 93,204 B（株） 388,800
	予算科目	装置名称				見積額（税込）			契約金額 （再度の見積額）																																								
			A（株）	B（株）																																													
①	衛生環境研究費	電子天秤	93,204	—	A（株） 93,204																																												
②	衛生環境研究費	マイクロ天秤	—	270,000	B（株） 129,600																																												
③	衛生環境研究費	電子天秤																																															
④	環境保全費	フィルター用電子天秤	154,872	118,800	B（株） 226,800																																												
⑤	環境保全費	台秤																																															
⑥	環境保全費	電子天秤																																															
⑦	防災総務費	上皿電子天秤			B（株） 32,400																																												
（合計）			(248,076)	388,800	A（株） 93,204 B（株） 388,800																																												
商工労働部 （農林水産部） 市場開拓局食のみやこ推進課	<p>6次産業化商品の「売れる化」支援事業に要する経費について、明許繰越予算で執行すべきところを現年予算から執行・決算していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源：地方創生加速化交付金（平成27年度2月補正[経済対策]） ・ 科目（目）：農業総務費 ・ 事業名（予算）：6次産業化商品の「売れる化」支援事業 	<p>担当者が財務会計システムで支出負担行為書の作成時に予算区分を誤り、組織内のチェックも十分に行われなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、所属内全職員が参加して会計事務を行う際のチェック事項等を確認する研修を行った。</p> <p>また、決算見込み等の機会を捉えて随時予算の執行状況の確認を徹底した。</p>																																															

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名(決算)：食のみやこ鳥取県推進事業(発見・体験「食のみやこ」推進事業) ・執行内容：6次産業化商品の「売れる化」支援事業費補助金1,428,695円(4件) ・国の額の確定：H29.4.14 	
農林水産部 栽培漁業センター	郵券類について、郵券類受払簿の残高と実際の残高が合致していなかった。	<p>物品保管主任の不在時に、使用者本人が金庫から郵券類を出して使用することがあったこと及び物品保管主任が受払簿(控え)から郵券類受払簿に使用状況を転記して集計していたが、転記ミスがあったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、郵券類受払簿は郵券類と一緒に金庫に保管し、使用者が物品保管主任(不在の場合はその上席の者)から郵券類受払簿を受けとり使用内容と備考欄に氏名を記載し、物品保管主任(不在の場合はその上席の者)が記載内容を確認してから郵券類を交付することを徹底した。</p>
県土整備部 鳥取空港管理事務所(空港港湾課)	収入(雑入(行政財産の目的外使用に伴う電気料金等))について、調定を行っていないものがあった。	<p>担当者が収入調定を失念し、上司も確認が不十分だったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受け、速やかに行政財産使用者に対して電気料金等の確定額を通知し、調定金額の収入を確認した。</p> <p>再発防止のため、歳入一覧及び執行計画表の作成により進捗を管理し、内容を月例所内会議で報告し上司も進捗を確認することを徹底した。</p> <p>なお、鳥取空港民営化に伴い、空港管理事務所の歳入事務は、平成30年7月から鳥取空港ビル株式会社に移管され、県の歳入事務はなくなった。</p>
鳥取空港管理事務所(空港港湾課)	<p>現金収納した着陸料等に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納日及び額：H28.5.24、1,080円 ・払込の期限：H28.5.31 ・払込日：H28.11.18 ・遅延日数：5か月18日 	<p>担当者が払込を失念し、出納員である上司も確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、電子ファイルで管理していた現金出納簿を取扱者が手書きで記入することとし、出納員が確認することを徹底した。</p> <p>なお、鳥取空港民営化に伴い、空港管理事務所の歳入事務は、平成30年7月から鳥取空港ビル株式会社に移管され、県の歳入事務はなくなった。</p>
河川課	<p>雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、前年度に比べ未収金の額は僅かに減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定額：936,217,419円 ・収入済額：20,000円 	<p>平成28年度末時点の未収金案件は2件であり、当該未収金は、法人Aの堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人Bの採石場の崩落による河川へのPCBの流出に係るものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について</p>

機関名	指摘内容	講じた措置																								
	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金額：936,197,419円 ・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの889,272,046円 ・鳥取市内の河川へのPCB流出(H18. 2)に係るもの46,925,373円 	<p>て、債務者（原因者）からの支払いが滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に財務調査を行いつつ、定期的に債務者を訪問する等して納付の督促を行い、回収に努めている。</p> <p>各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件1 債務者である法人Aは既に解散しており、徴収不能である。なお、役員へ請求している損害賠償金について、実質経営者であった者を中心に督促を実施したところ、平成28年度に20,000円、平成29年度に4,000円が納付された。</p> <p>案件2 債務者である法人Bは廃業状態であり、回収が困難な状態である。経営者との納付交渉を継続して行ったが、納付はなされなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">未収金状況一覧表 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">強制徴収公債権</th> <th>平成28年度末 未収金額</th> <th>平成29年度 回収額</th> <th>平成29年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">過年度</td> <td style="text-align: center;">平成27年度以前 未収金</td> <td style="text-align: center;">936,197,419</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">936,193,419</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指摘以降</td> <td style="text-align: center;">平成29年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">936,197,419</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">936,193,419</td> </tr> </tbody> </table> </div>	強制徴収公債権		平成28年度末 未収金額	平成29年度 回収額	平成29年度末 未収金額	過年度	平成27年度以前 未収金	936,197,419	4,000	936,193,419	平成28年度 未収金	0	0	0	指摘以降	平成29年度 未収金	0	0	0	計		936,197,419	4,000	936,193,419
強制徴収公債権		平成28年度末 未収金額	平成29年度 回収額	平成29年度末 未収金額																						
過年度	平成27年度以前 未収金	936,197,419	4,000	936,193,419																						
	平成28年度 未収金	0	0	0																						
指摘以降	平成29年度 未収金	0	0	0																						
計		936,197,419	4,000	936,193,419																						
鳥取空港管理事務所（空港港湾課）	行政財産使用料収入（土地）の納入通知について、送致を怠っているものがあった。	<p>担当者の認識が不足し進行管理ができていなかったことに加え、上司も確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受け、各使用者へ送付が遅れたことを謝罪の上納入通知し、調定金額が歳入されたことを確認した。</p> <p>再発防止のため、歳入一覧及び執行計画表を月例所内会議で確認し上司も進捗管理を徹底した。</p> <p>なお、鳥取空港民営化に伴い、空港管理事務所の歳入事務は、平成30年7月から鳥取空港ビル株式会社に移管され、県の歳入事務はなくなった。</p>																								
鳥取県土整備事務所	国道178号（岩美道路）改良事業に係る埋蔵文化財発掘調査について、契約締結の事務手続が遅延していた。	担当者の契約事務への認識が不足し、上司も進行管理が不十分であったため、契約締結の事務手続をしないまま調査を行って																								

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約額：7,472,530円 ・契約期間：H28.11.1～H29.3.31 ・契約日：H28.11.1 ・決裁日：H29.3.22 ・遅延日数：4か月21日 	<p>いたものである。</p> <p>再発防止のため、調査着手から完了までの事務手続に関して、細部も含め、所内で十分な情報共有をすることを徹底した。</p>
総合事務所 西部総合事務所米子県土整備局	<p>土木使用料収入（道路占用料）について、調定金額に誤りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用期間（当初）：H28.4.13～H28.12.31 ・変更占用申請日：H28.12.5 ・正当額：198,000円（＝200円/㎡・月×110㎡×9月） ・調定額（誤）：16,500円（＝200円/㎡・年×110㎡×9月/12月） ・誤りの額：181,500円（過少調定） 	<p>担当者が占用料の単位が月額であったものを年額と錯誤したこと並びに副査及び上司も占用料の算定根拠の確認不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため所属内で指摘内容の情報共有を行い、注意を徹底した。</p> <p>また、算定の根拠となる法令等を抜粋して起案文書へ添付すること及び表計算ソフトにより必要項目の入力で占用料を自動計算し、占用料算定の錯誤発生を防ぐこととした。</p>
西部総合事務所米子県土整備局	<p>国道181号（伯耆橋工区）歩道設置工事に係る歩道橋橋りょう添架負担金について、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>添架者と契約後に速やかに収入調定すべきところ、添架負担金算定の基礎となっている橋梁上部工の工事費最終確定時の変更契約を締結した際に調定すればよいものと誤認したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、所属内で指摘内容及び規則上の取扱いを周知徹底するとともに、関係所属を含めた情報共有を徹底した。</p>
西部総合事務所農林局	<p>鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金外1件について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。</p>	<p>補助事業者が事務処理を怠っていたこと並びに農林局の注意喚起及び指導が不足していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、実績報告提出期限の1週間前に補助事業者に対して注意喚起し、実績報告書の提出について指導を徹底することとした。</p> <p>また、提出期限を超過した場合には公文書で督促を行うこととしている。</p>
企業局 企業局西部事務所	<p>旗ヶ崎地区除草委託契約について、記載を誤った見積書を受領し、有効な見積書として契約していた。</p>	<p>見積書の徴取について認識が不十分であったことから、見積条件に反して見積金額に消費税相当額を含んだ金額を記入し、契約申込金額の記載がない見積書を有効と誤認したものである。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で共有するとともに、所属の全職員に対し「入札書及び見積書の作成方法等について」（平成18年2月16日付出納局長通知）を周知徹底した。</p> <p>また、定期的な研修参加及び所属での勉強会開催等により、適正な契約事務について適宜周知することとしている。</p>
教育委員会 人権教育課	<p>現金収納した育英奨学資金（高校等）に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。</p>	<p>平成28年9月12日に収入調定担当者が収入調定を行ったが、現金を払い込む役割分担が明確でなく、受付担当者、収入調定担当者及び繰上償還決定の起案</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納日及び額：H28. 9. 8 (木) 225, 000円 ・ 払込の期限：H28. 9. 12(月) …累計額が5万円に達した日の翌々日 (H28. 9. 10(土)の直後の県の休日でない日) ・ 払込日：H28. 10. 31(月) ・ 遅延日数：1か月19日 	<p>担当者の間での報告及び連絡も不十分で現金の引継ぎがされなかったため、現金が処理されず金庫内に放置され、別の課員が金庫内で現金を発見する平成28年10月31日まで金庫内の現金の確認もできなかったものである。</p> <p>再発防止のため、現金の払込みは収入調定担当者が行うよう役割分担を明確にし、現金領収した際には、受付担当者から収入調定担当者へ現金の引継ぎを確実にを行うことを所属内で徹底した。</p> <p>また、会計規則に基づく歳入事務について所属内で周知徹底するとともに、現金領収証書及び金庫内の現金の有無を毎日確認することを徹底した。</p>
鳥取湖陵高等学校	<p>物品出納簿と物品との照合を行った際に所在を確認できなかった物品について、知事への報告が遅延しており、それらの中には耐用年数満了前の物品が多数あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡失物品数：832点（取得価格73, 878, 623円） ・ 物品検査日：平成23年度…H23. 7月～9月、平成27年度…H27. 12. 21～H28. 2. 8 ・ 亡失報告日：H28. 7. 11（H23年度実施分585点）及びH28. 10. 4（H27年度実施分247点） 	<p>平成26年度会計実地検査において「物品出納簿と物品との不一致原因の調査と適正な処理」について文書指示を受け、物品保管主任がそれぞれの管理に係る物品の照合を開始した。その過程で所在不明物品が多数あることが判明していたが、物品管理担当者が休職し、復職後まで当該業務を中断したため報告が平成28年度に遅れた。</p> <p>担当者が休職した時点で速やかに業務を引き継ぐべきであったが、後任者及び上司も状況の把握が十分でなく、規則等への認識不足により、物品の搜索及び物品亡失の手続を中断したまま放置していたものである。</p> <p>再発防止のため、物品管理事務について、物品事務取扱規則を遵守し亡失等事故報告のみならず事務が遅延することのないよう以下のとおり業務にあたることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品照合時に物品管理担当者は、物品照合の状況を情報共有する等各物品保管主任と連携を密にする。 ・ 主査副査間で業務の進捗状況を共有し、事務長も随時確認する。 ・ 備品の実際の活用及び保管状況に合わせて、随時備品出納簿を整理する。 ・ 物品の照合期間に合わせて、物品事務に習熟するための校内研修会を実施する。
警察本部 警察本部	サイバー犯罪捜査官養成委託契約外1件について、債務負担行為を設定すべきところを設定していなかった。	<p>翌年度以降にわたる業務の委託契約であるが、平成28年度中に全額前金払するため、翌年度以降に支払いが発生しないことから債務負担行為の設定は不要と誤解したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容等について所属内での情報共有並びに職員に対する指導及び教養を徹底した。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
		また、会計処理に疑義が生じた場合には、関係部署に確認することを徹底した。

2 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
総務部行財政改革局人事企画課、業務効率推進課（行政監察・法人指導課）、財源確保推進課（資産活用推進課）、会計管理者会計局（会計管理局）、庶務集中局（総務部総合事務センター）	<p>内部統制に向けた検討について</p> <p>本年6月に改正された地方自治法により、知事は財務に関する事務等について内部統制に関する方針を定め、これに基づく必要な体制を施行期日である平成32年4月までに整備することが必要となったところである。</p> <p>本県の財務に関する事務については、依然として、調定の遅延、委託業務着手後における契約締結、耐用年数に満たない物品の亡失など、収入・支出のほか物品についても不適切な事案が見受けられる。これらは、各所属において担当者及び上司が会計事務等に係る関係規程への認識が不足しているほか、所属内部での確認が不十分なために発生しているものも多い。</p> <p>平成29年度からは会計事務に係る審査業務の集中化が進められる一方、物品調達のように各所属で行う範囲が広がっている事務もあり、各所属に会計事務の理解を徹底するとともに、各所属での内部チェックが機能する体制も確保する必要がある。</p> <p>また、契約事務の審査が不十分で見過ごされている事例があり、各所属への指導が十分なのか点検が必要と思われる。</p> <p>さらに、昨年度の定期監査結果で不適切な事務が見受けられた職員旅費についても、監査結果を受けて通知は発出されているものの、それ以降の事務処理においても同様の処理が見受けられるなど、全庁的な事務の統制について再点検が必要ではないかと思われる。</p> <p>については、不適切な事案の発生状況を把握した上で、要因の分析を行い、内部統制が機能する体制の整備について検討されたい。</p> <p>さらに、現在の財務事務の中には、行政財産の使用許可に係る一部</p>	<p>(1) 内部統制体制の整備について</p> <p>地方自治法の改正により整備が必要となった「業務執行等の更なる適正化を図るための体制」（内部統制）については、令和2年4月の改正法施行に先立って、平成31年4月に副知事をトップとする業務適正化推進本部会議を設置し、不適切事案の未然防止策等を検討・実施する取組を全庁的にスタートすることとしている。</p> <p>(2) 財務に関する事務について</p> <p>監査指摘に至った原因を分析し、再発防止策や必要な対応等を会計事務別研修会や旅費出納員に対する研修会等で指導及び周知徹底するとともに、平成30年3月に会計事務処理マニュアルを作成し会計局で審査を行わない歳入、物品の事務を含む会計事務全域の具体的な事務処理方法及び注意事項等を周知した。</p> <p>また、各種研修会の開催等による指導に加え、平成30年度から新たに会計管理局職員が直接各所属に出向いて指導支援する取組や会計実地検査において自己点検チェックリストによりミスがないか自己点検する場を設ける等により、各所属の会計事務の理解向上に努めた。</p> <p>さらに、100万円以上の支出負担行為等について審査体制の更なる強化を行うため、従来の主査及び副査の審査に加えて課長又は課長補佐が審査を行う「2プラス1体制（3人が審査）」とした。</p> <p>なお、以下の事務について見直しを行い、実態に即した合理化及び効率化を図ったところである。今後も実態に即した合理化を引き続き図ることとしている。</p> <p>①行政財産の使用許可に係る形式的な報告書類の廃止</p> <p>②商慣行の異なる海外の事業者との委託契約に際して、支出負担行為書による契約締結の事務手続が契約締結前に行えない場合において緊急発注伺いにより対応できるよう改正</p> <p>③職員旅費の監査指摘に対応した旅費システムの改修</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>の報告事務など必要性が希薄になった手続や商慣行の異なる海外の事業者との契約手続など、現在の手法では妥当性を説明できないものもあるため、手続の必要性や説明責任の観点から見直すことも必要と考える。</p> <p>については、財務に関する規程について、県民への説明責任を全うできることを前提に、合理化、効率化に向けた事務の見直しを検討されたい。</p>	<p>④外貨で契約する場合、支出負担行為書の作成に代え、一般起案用紙による作成も可とするとともに、兼仕訳書により支払できるよう改正</p> <p>⑤資金前渡者が購入した備品以外の物品の所属長への引継ぎ事務を簡素化し、資金前渡精算書をもって引き継ぐよう改正</p>
総務部財政課	<p>補助事業等の適切な執行について</p> <p>平成28年度決算額をみると、予算額に対して多額の不用額が生じている事業が散見される。</p> <p>不用額が生じる要因としては、新規の補助金交付事業を立ち上げたものの予定していたほどの申請がなかったものの外、国の認証が得られず執行できなかった事業や受講者数が国の要件を満たすことができず一部を途中終了とした国庫補助事業、事業者の事情により当該年度の実施が困難となった事業、さらには流用額を誤り過大に流用したため不用額が生じた事業などその理由は様々である。</p> <p>財政状況の厳しい中、なるべく多額の不用額が生じることがないように、事業化に当たっては事前の調査、検討を十分に行い、事業のスクラップ・アンド・ビルドも徹底し、また、事業実施に当たっては、予算を有効に活用できるよう、年度途中においても必要に応じて事業者との調整を行い、早期に不用と判断されれば減額補正を行うなどして極力不用額の縮減に努める必要がある。</p> <p>については、補助事業等の制度設計を綿密に行われたい。また、実施過程においては、補助事業者の実施状況ができるだけ把握し、不用額が生ずる場合には適宜減額補正を行うなど、既存事業の見直しを含めて財源の有効活用に努められたい。</p>	<p>平成30年度当初予算編成においては、地方交付税の大幅減額が見込まれ、財政見通しが一層の厳しさを増したこと及び平成28年度決算において多額の不用額が生じている実態を踏まえ、決算額や執行状況等を勘案しつつ、補助事業等の予算計上額を精査し予算規模の適正化を図った。</p> <p>また、平成29年度2月補正予算においても標準事務費も含めて決算見込みの精査を徹底し、不用額の減額補正を行うことで、平成30年度当初予算の財源（財政調整型基金）を確保した。</p> <p>※平成30年度当初予算 3,386億円 (対前年度 △108億円、△3.1%)</p> <p>※平成29年度2月補正後財政調整型基金残高 (H29当初後) 270億円 ⇒ (H29.2月補正後) 373億円 (+103億円)</p> <p>平成30年度予算においても各補正予算編成において減額補正が可能な事業の掘り起こしを各部局に依頼し、不用額が生ずる場合には適宜減額補正を行う等、財源の有効活用に努めた。</p>
総務部財政課、商工労働部雇用人材局労働政策課（産業人材課）	<p>補助事業等の要綱等の確認について</p> <p>平成23年度から25年度に国から受託した地域雇用創造推進事業に係る委託料の返還金については、県の負担分として平成28年度に</p>	<p>現在、商工労働部で県職員が協議会の事務局職員を兼務しているものについては、交付要綱等を十分に確認し、事業実施担当と会計審査担当のラインを分けてチェック</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>52,438,507円を返還している。この事業は、県、各市町村、大学、商工団体等で構成する任意団体である鳥取県雇用創造協議会（会長：商工労働部長、事務局：商工労働部雇用人材総室）が鳥取労働局から受託し、民間団体等に再委託するなどして実施したものであるが、会計検査院から対象外経費等を指摘され、委託料のうち事務局を担った県として応分の負担分を返還したものである。</p> <p>主な要因は、協議会事務局の再委託事業の支出内容の確認不十分及び再委託の取扱いに関する事業委託要綱の確認不足等によるものである。委託費の支出証拠書類については、本来、再委託先に全ての支出証拠書類を残すよう指導しておくべきものであるが、事務手法の徹底が十分ではなかった。また、協議会の事務手続きの不備も指摘されている。今回のような不適切な事案は、委託事業だけではなく補助事業においても、また、他の部署でも起こり得るものであると考える。</p> <p>については、再発防止のための具体的な対策について検討するとともに、今後同様の事案が生じないように、補助金等の適切な執行について全庁に周知されたい。</p>	<p>機能を働かせる仕組みを設けるとともに、事業運営上の疑義については、その都度国に確認した上で適正な執行を図ることを徹底した。</p> <p>なお、今後同様の事例が生じないように、県と密接な関係を有する団体等に対する指導監督及び補助金事務における主な監査指摘等事項（不適正事案）に係る留意点と対応策について主管課長補佐会議等で周知徹底した。</p> <p>また、補助金事務等におけるミスを未然に防止するため、補助事業者に分かりやすい補助金交付手続きの流れ及び県への提出書類チェックリストの作成を各所属に義務付け、適切な事務処理を徹底した。</p>
<p>総務部 税務課、県税事務所</p>	<p>県税に関する滞納整理の取扱いについて</p> <p>自主財源の確保及び納税秩序の確立のため、自主納税広報宣伝、口座振替納税制度の普及拡充、効率的かつ効果的な滞納整理の実践などの取組みを行っており、成果は上がりつつあるものの、多額の未収金が県税事務の最大の課題となっている。</p> <p>基本的な滞納整理については、県税徴収事務合理化要綱に定める滞納整理マニュアルに基づき行っているものの、差押えの対象財産の選択など実務における具体の対応については、経験豊富な職員の知見を踏まえて個別に対応を決定しているとのことであった。</p> <p>各県税事務所では定期的に徴収方針会議等を開催して差押物件等</p>	<p>平成30年1月以降に開催した県税事務所長会議において、各県税事務所から実務における先進的取組や対応に苦慮したケース等の事例を持ち寄り、意見交換を行うとともに、当該事例を取りまとめて事例集としてデータベースに蓄積し、県税事務所間で徴収のノウハウを共有した。</p> <p>今後も県税事務所長会議や徴収事務担当者会議等を活用し、継続的に事例等についての意見交換を行い、その内容を事例集として共有することで、一層の人材育成や事務所間の徴収事務の平準化を図ることとしている。</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>の方針決定を行っているとのことであるが、納税者間の公平性確保の観点から全県で統一的な取扱いが徹底されることが必要である。</p> <p>また、今後、担当者が交代することによって取扱いが異なることも懸念される。</p> <p>については、納税者間の公平性確保及び後継者育成の観点から、差押えのための作業手順など業務に精通した職員の経験・知見を文書化し、また、個別事例を各県税事務所間で共有することにより、全県で統一的な対応が徹底されるよう検討されたい。</p>	<p>講じた措置</p>
<p>総務部行財政改革局人事企画課、業務効率推進課（人事企画課）、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、健康医療局医療政策課</p>	<p>看護職員等配置機関の職員体制の確保について</p> <p>総合療育センターでは、毎年多くの看護師・保育士が産前・産後休暇及び育児休業を取得しており、定数を超えた現員が一定数配置されているが、人員が不足する状況が生じている。</p> <p>また、育児休業から復職しても育児のため夜勤を行うことができない看護師等もあり、病床は空いているにもかかわらず短期入所の受入人数を制限せざるを得ない状況となっている。</p> <p>現在の職員定数は産休・育休の取得者数は含まれないことから、産休・育休の取得者の代替職員は期限付職員で対応しているが、応募者が少なく、必要な人員を十分に確保できていない。</p> <p>また、鳥取看護専門学校では、事務職員が鳥取療育園を本務とする係長1名の兼務体制の外、専任の非常勤職員1名という状況であるため、副校長や専任教員が事務的業務も担当せざるを得ず、看護師養成のための教育に専念できる職員体制が十分とは言えない状況である。</p> <p>産休・育休等によるマンパワー不足も考慮した実人員を確保するなど各機関が抱える個別の事情を考慮した職員体制を取ることで、県の施設として期待される役割が一層果たせることとなる。</p> <p>については、現場の状況を十分把握した上で、本来の機能が発揮できる</p>	<p>産休及び育休取得者の代替職員については、できる限り正職員の配置に努めることとしており、平成29年度の総合療育センターの看護師採用試験では、その時点で翌年度の職員定数を上回る試験合格者を確保するとともに、採用の時期も4月から2月に前倒して採用し、育休等に伴う正職員数の不足に対応した。</p> <p>今後、新たに発生する産休及び育休や、復職後も子育てなどの事情から夜勤が困難なこと等が原因で人員不足となり、業務の遂行に支障を来すおそれがある場合は、引き続き代替職員の確保に努める。</p> <p>また、鳥取看護専門学校においては、教員が担っている事務的業務の負担を軽減し、新カリキュラム改正対応等の業務に注力できる体制とするため、平成30年度当初から非常勤職員（一般事務）1名を増員配置した。</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>よう人員確保について検討されたい。</p>	
<p>生活環境部環境立県推進課、農林水産部農業振興戦略監畜産課</p>	<p>獣医師の確保について</p> <p>食肉衛生検査所においては、獣医師資格を有する職員がと畜検査を行う必要があるが、出産・育児期の女性獣医師も多く配属されているため、限られた時間内に検査を行うことが困難な場合があり、県職員OBを非常勤職員として補充している状況が常態化している。</p> <p>また、毎年のように国内では鳥インフルエンザが、周辺国では口蹄疫が発生している状況から、家畜伝染病に関わるリスク管理の頻度が急激に高まってきており、家畜保健衛生所においても、専門知識を有する獣医師が機動的に業務遂行できる体制の確保は不可欠である。</p> <p>一方、最近の職員採用試験における獣医師の採用人数は、受験者数が採用予定人数に達しない状況が続いており、将来、獣医師を必要とする業務に支障を来すことが想定される。</p> <p>本県では、平成27年度に獣医師の初任給調整手当の改善を行っているが、採用試験の応募状況を見る限り有効策となっていないと思われる。</p> <p>については、獣医師の必要人員確保に向けて、真に有効な対策を早急に検討されたい。</p>	<p>全国的に公務員獣医師不足が社会問題化し、本県においても有効な打開策が打ち出せず対応に苦慮している。</p> <p>このような中、県内獣医師の多くが会員である公益社団法人鳥取県獣医師会と人材確保に向けて現状と課題について意見交換を行うなど、対策を検討してきた。</p> <p>令和元年度は、4月から5月までにかけて県出身者がいる8大学の就職説明会に参加し、鳥取県への就職について積極的に勧誘を行ったほか、8月には獣医師会と共催する高校生への勧誘セミナーの開催や、鳥取大学と連携したインターンシップで5年生を5名受け入れる予定である。</p> <p>また、獣医学部生へのアンケート結果を分析し、獣医師確保に向けた初任給調整手当や給料、処遇改善による魅力向上といった主な項目について引き続き検討するとともに、効果的な広報及び周知活動を実施することとしている。</p>
<p>生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</p>	<p>山陰海岸ジオパークの観光客誘致に係る連携について</p> <p>世界ジオパークの一つである山陰海岸ジオパークは、科学的に重要で貴重な地質遺産を保護するだけでなく、教育・観光・産業などへ活用することにより地域の活性化を目的としており、貴重な観光資源となっている。</p> <p>山陰海岸ジオパークは3府県にまたがる地域であり、各地域の見どころやアクティビティ（野外活動）、各拠点施設の情報は個々のホームページやパンフレットで多数紹介されている。しかし、山陰海岸ジオパークが持つ魅力をより具体的に伝え、観光客が十分な情報を得られるようにするためには、3府県の連携による一体的な情報発信を進めていく必要があると思われる。</p> <p>については、3府県の連携を一層密にして観光客の視点に立った情報発信な</p>	<p>山陰海岸ジオパークの連携のあり方や観光客目線に立った新たな取組について、山陰海岸ジオパーク推進協議会を構成する府県市町とともに検討し、監査意見に対して次の内容を中心に取り組んだ。</p> <p>なお、これまでの活動の成果が高く評価され、平成31年2月にユネスコ世界ジオパークに再認定された。今後も、府県の壁をこえた一層の連携強化を図り、世界のモデルとなる山陰海岸ジオパークの発展にまい進する。</p> <p>(1) 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館を、平成30年3月に展示学習型中核拠点施設として位置付け、来訪者が山陰海岸ジオパークの全体を理解できる体制を築いた。また、エリア全体のジオサイト情報等を提供するデジタルサイネージを平成31年3月に設</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>どの取組みを強化されたい。</p>	<p>置した。</p> <p>(2) 関係府県市町、観光協会等が連携し、広域的な山陰海岸ジオパーク全体の理解につながるテーマ型の周遊ツアールートの開発に着手した。</p> <p>(3) 山陰海岸ジオパーク全域を対象としたジオパークフェアを平成30年6月に鳥取市で開催し、エリア全体の情報発信を行った。</p> <p>(4) 来訪者が山陰海岸ジオパークについて正しく理解を深められるよう、ジオパークガイドの研修機会の充実や認定ガイドの制度見直しを図った。</p> <p>(5) 地域住民を含むジオパークに関わる多様な人材が一堂に会し、連携強化によるジオパークの持続可能性の確保や将来の方向性を議論していくための「山陰海岸ジオパークステップアップ会議」を平成30年1月から複数回開催した。</p>
<p>商工労働部 商工政策課</p>	<p>中小商工業者へのBCP普及のための取組みについて</p> <p>東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震及び平成23年、29年の大雪の経験を経て、県内でもBCP（事業継続計画）への認識が高まり、その有用性も実際に確認されてきているところである。</p> <p>災害時に迅速かつ適切な対応が求められる医療機関、福祉施設、建設業等においては導入が進んでいるものの、本県のBCP新規策定支援実績は、平成29年度までの目標200社に対し、平成28年度までで138社にとどまっている。</p> <p>特に中小商工業者では、BCP作成には数ヵ月を要するため、取り組む意欲があっても対応できる人的な余裕がなく、優先度が低い状況である。</p> <p>については、県内の大多数を占める中小商工業者に対しては、必要性についてさらに理解促進を図るとともに、重要度の高い事項に絞って作成に係る負担軽減を図った計画作成手法の導入も検討されたい。</p>	<p>県内中小商工業者に対してよりBCPへの関心を高めるため、商工団体や包括連携協定を締結している損害保険会社と連携した普及啓発セミナー等を開催し、BCPの必要性についての理解促進を図った。</p> <p>また、中小商工業者のBCP作成に係る負担軽減を図るため、重要度の高い事項に絞った簡易的なBCPを2日間で作成する「BCP策定ワークショップ」を新たに導入した。</p> <p>なお、平成29年度から「震災等対策アドバイザー派遣事業」を創設し、個別企業に対して専門家による簡易的なリスク診断や改善提案を行うことで、中小企業等のニーズに合わせたBCP策定支援も進めるとともに、平成30年度9月補正予算において、災害対策の強化を行っていく上で必要となる防災措置に要する経費を支援する補助金を新たに創設し、BCPの策定支援と実効性向上の両面から県内中小企業が災害時に迅速かつ適切な対応がとれるよう支援を行っている。</p>
<p>農林水産部 経営支援課</p>	<p>新規就農者の定着について</p> <p>本県では、新規就農者の確保・育成を目的として、経営開始直後から段階的にそのニーズに合わせて、次のような支援を行っている。</p>	<p>平成20年度から平成28年度の新規就農者の定着状況及び継続できなかった者の理由等について平成29年12月に調査したところ、自営就農の定着率は82%であった。離</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営開始後1年間：就農・くらしアドバイザー設置事業 ・就農後3年間：用途を定めぬ就農応援交付金の交付 ・就農後5年間に整備する農業用機械・施設の整備に助成する就農条件整備事業 <p>このような取組みにより、新規就農者数は平成20年以降の各年ごとの累計で1,073名と着実に増加しているが、新規就農から6年目以降の定着状況は十分に把握されていない。</p> <p>については、新規就農者の定着を進めるため、これまでの定着状況を把握するとともに、継続できなかった者の要因分析を行うなど、更なる定着に向けた取組みについて検討されたい。</p>	<p>農理由として地域になじめなかったこと等が挙げたことから、平成30年度当初予算において、産地が主体となった受入体制整備を支援する「園芸産地継承システムづくり支援事業」を創設した。</p> <p>また、I J Uターン者を対象として新規就農者の農業経営の課題や農村社会への適応について里親的に支援する「就農・くらしアドバイザー」の設置要件を、平成30年度から「実家が非農家である新規就農者」にも拡充した。</p> <p>今後も引き続き新規就農者の離農原因に係る要因分析等を行い、既存事業のメニューの充実を始めとして、更なる定着に向けた取組みを検討することとしている。</p>
教育委員会事務局高等学校課	<p>県外や県内遠隔地から入学する生徒に対する環境整備について</p> <p>県内の県立高校では、各学校が特色ある教育活動を展開し、生徒の持てる能力や資質の伸長及び生きる力の育成を目指している。近年の少子化とともに全体の生徒数は減る見込みであり、県内外から生徒を募集している高校としては、環境整備も重要なポイントである。生徒数が減少する中で、学校の活性化を一層進め、ひいては地域の活性化にも繋がることを期待して、平成28年度入試から推薦入試における県外生徒募集を実施しており、平成30年度入学者選抜においては、8校が県外生徒募集を行っている。</p> <p>一方で、県外や県内遠隔地出身の生徒が安心して勉学やスポーツ・文化活動に専念できる環境を整えることは重要であるが、現在、寮を設置している高校は少数にとどまっている。</p> <p>また、特に体育コースや運動能力の優れた生徒の募集を行っている高校にあっては、能力向上のために栄養管理面への配慮も必要である。</p> <p>については、入学生徒が志望時の動機や夢を実現できるよう、学校や地域の実情に合った受入体制の充実策を検討されたい。</p>	<p>県外生徒受入人数の少ない現段階においては、費用面から全校への寮整備は難しい状況である。</p> <p>今後の入試における募集状況等も踏まえつつ、当面は、地域、民間企業等と連携を図りながら、以下の取組みを中心に県外生徒及び県内遠隔地生徒の住居確保に努め、寮整備に向けた実績を積み上げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元家庭等への下宿（下宿引受先の登録制度をモデル的に岩美高校で導入した「県外生徒のふるさとファミリー登録事業（H30年9月補正）」の他地域での横展開を図る。） ・私立高校の学生寮活用（倉吉北高校の学生寮を県立高校の生徒が利用できるよう平成30年10月に協定を締結。） ・空き家物件の調査（地元自治体や不動産業者等から情報収集し、アパートやシェアハウスなど地域にあった形で住居が提供できないか検討中）

3 定期監査重点事項

機関名	監査意見	講じた措置
会計管理者会計局（会計管理局）	<p>収入証紙の取扱いについて</p> <p>（１）収入証紙の消印、貼付金額等について</p> <p>申請書等に所定の金額の収入証紙の貼付がされていないもの、収入証紙の消印がされていないものが見受けられた。</p> <p>これらは、担当者及び上司の確認不足が要因と思われる。</p> <p>については、関係諸規程に基づく適正な処理について周知徹底を図りたい。</p>	<p>収入証紙による歳入金の収納事務や過誤納金の還付手続が適正に行われるよう「収入証紙事務の適正執行について」（平成30年1月29日付会計指導課長通知）で全庁に周知徹底した。</p> <p>また、適正な事務の徹底を図るため、平成30年度に実施した会計研修での周知や会計実地検査での指導等を行った。</p>
会計管理者会計局（会計管理局）	<p>（２）過誤納金の還付について</p> <p>過誤納金の還付について、申請を取り下げたい旨の申し出があったが、過誤納金の還付は申出があったから11か月以上経過した後であった。</p> <p>これは、受付機関の他、一連の事務を行う所管課、会計指導課との連携不足、担当者及び上司の業務の進行管理不足が要因と思われる。</p> <p>については、還付が必要な場合の関係機関の連携について改めて周知徹底を図りたい。</p>	
会計管理者会計局（会計管理局）	<p>（３）証紙徴収整理簿の記録等について</p> <p>証紙徴収整理簿について、貼付証紙金額の未記録及び誤記録、確認印漏れ、確認印押印者の書面による指定を行っていないもの、月計又は累計金額の未記録が見受けられた。</p> <p>また、証紙徴収整理簿について会計局長の承認を受けていない別様式を使用しているものもあった。</p> <p>これらは、担当者及び上司の確認不足や関係諸規程の認識不足が要因と考えられる。</p> <p>については、各機関で適切な事務処理が行われるよう関係諸規程について周知徹底を図りたい。</p>	
会計管理者会計局（会計管理局）	<p>（４）証紙収入状況報告について</p> <p>証紙収入状況報告について、報告を行っていないもの、報告の遅延、報告金額に誤りがあるものが見受けられた。</p> <p>これらは、証紙徴収整理簿の未記録による報告漏れ、収入証紙金額の集計誤り、下半期分に上半期分を二重に報告したことが要因となって</p>	<p>証紙収入状況報告が適切に行われるよう「収入証紙事務の適正執行について」（平成30年1月29日付会計指導課長通知）により証紙貼付書類と証紙徴収整理簿の照合等を確認するためのチェックシート様式を周知し、各所属での確認の徹底を図った。</p> <p>また、令和元年度からの証紙徴収整理簿をデータベース化し、証紙徴収額の入力及</p>

機関名	監査意見	講じた措置
	<p>いる。</p> <p>また、証紙徴収整理簿への記録及び収入状況報告データベースへの入力において、担当者及び上司の確認不足も要因の一つと考えられる。</p> <p>については、実効性のある確認行為が行われるよう対策を検討されたい。</p>	<p>び所属長の確認がなされないと、各所属へ繰出（年2回）できない仕様とし、所属長の確認漏れや収入状況報告の集計誤り等の防止を図った。</p>
<p>総務部行財政改革局業務効率推進課（職員支援課）、会計管理者会会計局（会計管理局）</p>	<p>（５）収入証紙によらない納付について</p> <p>県外の者その他の収入証紙を購入することが困難な者から歳入を徴収するときは、収入証紙によらない収入の方法として出納員が管理する口座へ振り込まれた現金、書留郵便に準ずるものにより送付された現金又は証券等により収入する方法が可能となっている。</p> <p>収入証紙を取り扱っている機関において、収入証紙によらない収入方法は県の事務の効率化、納付者の利便性に繋がらないとの見解が多いが、平成30年度から知事に申請する許認可申請について、「とっとり電子申請サービス」で提供し、クレジットカード収納機能を付加させて手数料や送料等を申請手続と併せて納付できる仕組みを作ることなく、県民等が行政窓口に出向くことなく手続が完結できるよう作業が進められているところである。</p> <p>については、納付者の利便性はもとより、引き続き効率面、財政面などから多様な収納方法について検討されたい。</p>	<p>納付者の利便性向上のため、平成30年4月から新たにスマートフォンを利用した電子マネー（地銀ネットワークサービス（株）とヤフー（株）が連携したサービス）による収納方法を導入した。この電子マネーでは、コンビニ収納が可能な県税（自動車税、個人事業税、不動産取得税）及び税外収入（県営住宅家賃、学校授業料、各種貸付金の返還金等）の収納が可能となった。</p> <p>また、平成31年1月4日からの新税務システムの稼働に伴い「自動車保有関係手続のワンストップサービス」への対応が可能となり、税・手数料（自動車税、自動車取得税、自動車重量税、検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標識交付手数料等）の納付をインターネット上で一括して行うことが可能となった。</p>